岡崎市議会基本条例

目》

制	定	の	趣	旨	•	経	緯		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
議	会	関	係	例	規	の	体	系	図		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
畄	崎	市	議	会	基	本	条	例	構	成	図		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
条	例	及	び	解	説																											
	前	文		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	1	章		総	則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	2	章		議	会	の	活	動	原	則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	第	3	章		議	員	の	活	動	原	則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第	4	章		議	会	運	営		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	第	5	章		市	民	ع	議	会	ح	の	関	係		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第	6	章		議	会	ع	市	長	等	ع	の	関	倨	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	第	7	章		議	会	の	体	制	整	備		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	第	8	章		補	則		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	11

制定の趣旨・経緯

現在の地方自治においては、議員と市長をともに市民が選挙で選ぶ制度がとられており、市民を代表するこの両者が、相互の抑制と均衡による緊張関係を保ちながら市政は運営されています。これを二元代表制と言い、市政の進展には両者の活動の充実が欠かせません。

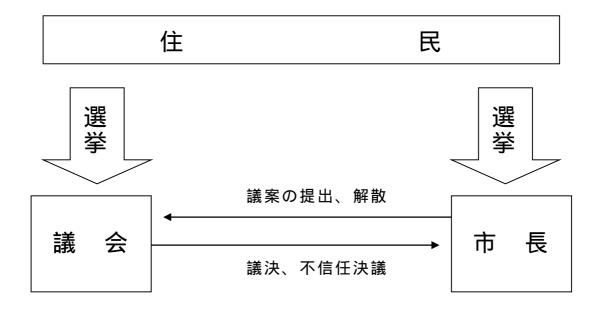
近年の地方分権の推進により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されてきており、それにより、議会の役割もますます重要となってきています。

現在の本市議会には、会議規則、委員会条例を始め、要綱、規程、申し合わせなどの多くの取り決めがあり、それにより議会は運営されています。議会の基本的なあり方を定めるとともに、それらの取り決めを大もとで束ね、その頂点(最高規範)となる議会基本条例を定めることが、今後の議会の活性化には必要となってきています。

このような状況を受け、本市議会は、「議会基本条例設置特別委員会」を 平成20年11月臨時会において設置し、条例についての調査・研究及び協議を 重ね、平成21年11月臨時会において、条例を議決いたしました。

今後は、この条例に沿った活動を行っていくことにより、議会の活性化を 図り、市政の進展と、市民の福祉向上に寄与していきます。

【市政のしくみ・・・・・二元代表制】



議会関係例規の体系図

日本国憲法(第8章 地方自治) 地方自治法(第6章 議会) 議会基本条例 前 文 第1章 総則 議会の活動原則 第2章 第3章 議員の活動原則 第4章 議会運営 第5章 市民と議会との関係 第6章 議会と市長等との関係 第7章 議会の体制整備 第8章 補則 委員 委員 広報 定例 定 数 議 会 務 員 務 書 会 報 紙 条 会 規 傍 会 活 室 局 例 条 則 条 聴 傍 理 発 規 動 酬 条 費条 行規 例 例 規 聴 等 例 程 自 自 則 規 条 自 自 自 自 治 治 則 例 例 法 治 法 治 自 治 治 91 法 120 法 治 委 自 自 法 法 員 法 治 治 条 102 条 109 138 100 会条 法 法 130 条 条 条 条 条3 100 203 頂 2 2 19 例 項 条) 項 条 項 項 41 14 条 5 2 16 項 項

岡崎市議会基本条例構成図

前文

(目的、理念)

第1章 総則

第1条 目的

第2条 基本理念

第3条 最高規範性

(基本となる活動原則)

第2章 議会の活動原則

第4条 議会の責務 第5条 議長の責務 第6条 議決責任

第3章 議員の活動原則

第7条 議員の責務

第8条 議員の政治倫理

第9条 会派

第10条 政務活動費

(上記原則に基づく活動内容)

第4章 議会運営

第11条 議会運営の原則 第12条 委員会活動

第13条 調査活動等

第 5 章

市民と議会との関係

第14条 市民との関係 第15条 情報の公開

第6章

議会と市長等との関係

第16条 市長等との関係 第17条 資料の提出 第18条 政策立案等

(活動を支える体制)

第7章 議会の体制整備

第19条 議員研修

第20条 議会事務局の充実

第21条 議会図書室の充実

第8章 補則

第22条 検証 第23条 委任

岡崎市議会基本条例

「平成 21年 11月 16日) 、条 例 第 3 9 号)

改正 平成25年2月28日 条例 第1号 (岡崎市議会政務調査費の交付に関 する条例の一部を改正する条例附 則第3項) 平成28年9月26日 条例 第49号 (岡崎市議会議員政治倫理条例附則 第2項)

岡崎市議会は、常に市民の皆さんの幸せと市政の発展のため、地方自治の進展に 努めてきました。

市政は、選挙により市民の代表として選ばれた議員で構成される「議会」と、同じく選挙により選ばれた「市長」により運営されています。地方自治の更なる進展には両者の活動の充実が欠かせません。

近年の地方分権の推進により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されてきており、議会の役割もますます重要となってきています。

そうした時代の要請にこたえていくため、議会は、市長との関係性を踏まえ、効率的で分かりやすい運営を行い、市民の皆さんの意思を反映した「開かれた議会」を目指すとともに、積極的な政策立案も行っていかなければなりません。

岡崎市は、豊かな自然の下、歴史、文化を育み、発展を続けてきました。今後も、より「住みやすいまち」を目指し、市民の皆さんの信託に全力でこたえていくことを決意し、ここに本市議会の最高規範となる条例を制定します。

【解説】

地方議会のあるべき姿と現在置かれている状況、及び本市の状況を踏まえ、岡崎市議会がこの条例を制定する理由、決意について述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、岡崎市議会(以下「議会」という。)の基本理念並びに議会及 び岡崎市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等を定めるとともに、市民 と議会及び議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係を明 らかにすることにより、議会の活性化を図り、もって市政の進展及び市民の福祉 向上に寄与することを目的とする。

この条例制定の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を 行っていくことにより、市政の進展と市民の福祉向上を目指すことです。

市の行政運営を行っていく機関を「執行機関」といい、市長を始め、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会がありますが、市長がそれらを統轄、代表しています。

(基本理念)

- 第2条 議会は、日本国憲法第93条第1項に規定する議事機関として、住民自治及 び団体自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。
- 2 議会は、議会及び市長の二元代表制の下、市民の代表として、その信託にこた えるものとする。
 - (1) 議会は行政運営の基本的事項について審議、決定する機関であり、住民の意思・責任による自治と、地方公共団体として自主性・自立性をもった自治を推進していくことにより、理想的な地方自治の実現を図り、「住みやすいまち」を目指そうとするものです。そのため、本条例の第2章及び第3章に規定する活動原則に沿った活動を行っていきます。
 - (2) 現在の市政は、ともに市民によって選ばれた議員により構成される「議会」と「市長」により、運営されています。「議会」は「市長」の行政運営を監視し、お互いに緊張関係を保っています。その役割を十分認識し、市民の信託にこたえようとするものです。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

この条例を議会における最も基本的な取り決めと位置付け、議会に関する条例などを制定、改正する場合などにあたっては、この条例の趣旨を尊重した運用を行っていきます。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第4条 議会は、行政運営について審議し、及び決定する議事機関としての責務を 果たすとともに、その活性化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、活発な議会活動を行うことにより、さらなる議会改革に努めるものとする。
 - (1) 第2条に定める「基本理念」を実現するために、十分な審議を経て、市としての意思決定を行っていきます。
 - (2) 議会だより、ホームページ、議会中継などにより、議会としての広報機能の 充実を図るとともに、市民の意見の把握に努めます。
 - (3) 本市議会では、これまでも議会運営委員会や議会改革特別委員会などにより、様々な検討や改革を行ってきました。今後も、市民要望、時代の要請などを踏まえ、議論、協議、提言を行うことにより、幅広い見地から、より良い議会を目指します。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

議長は、対外的には議会を代表し、議会内部においては公正で円滑な議会運営に努めます。

(議決責任)

第6条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その 結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。

議会の議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く 認識するものです。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

- 第7条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。
- 2 議員は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。
- 3 議員は、調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めるものとする。

第4条では議会の責務について定めていますが、本条では個々の議員の責務 について定めています。

┆(1) 積極的な発言、議論などを行うことにより、協議の内容を深めます。

- (2) 議員が、市民により選ばれた市民の代表であることを自覚し、市民に対し積極的な情報の発信とその意思の把握に努めます。
- (3) 議員個人も、議会と同様、常に向上を目指します。

(議員の政治倫理)

- 第8条 議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治 倫理意識に徹するものとする。
- 2 政治倫理については、別に定める岡崎市議会議員政治倫理条例(平成28年岡崎 市条例第49号)によるものとする。

議員が市民全体の奉仕者であることを深く認識し、本市議会が平成 28 年 9 月 に定めた岡崎市議会議員政治倫理条例を遵守するよう規定するものです。

(会派)

- 第9条 会派は、政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。
- 2 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、会派間の合意形成に努めるものとする。
 - (1) 主義主張を同じくする議員により会派を結成することができます。現在本市議会においては、3人以上の議員により会派を結成することができます。
 - (2) 政策提言においては、会派内で十分な協議・調整を行うとともに、議会全体として統一した意思決定を行う際は、各派代表者会議などにおいて意見の調整を行い、合意に努めます。

(政務活動費)

第10条 議員は、岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年岡崎市条例 第4号)の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までにより、市が定める条例により、 政務活動費を交付することができます。本市も条例を制定し、政務活動費の交付 を行っており、その結果について、収支報告書を作成し、領収書の写しとともに 議長に提出しています。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第11条 議会は、市民に分かりやすく、かつ、円滑で効率的な運営を行うものとする。

議会の運営は、地方自治法、岡崎市議会会議規則、岡崎市議会委員会条例を始め、各種規程に基づき行われています。分かりやすく効率的な質問、審議、運営に努めます。

特に一般質問においては、より分かりやすく効率的な質疑応答を行うため、その内容等に応じて、「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」及びその併用の選択制により実施するとともに、「一問一答方式」での質問の際は、市長等による反問(反対質問)を認めることにより、その内容を明らかにするとともに論点を深めます。

(委員会活動)

- 第12条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。
- 2 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

岡崎市議会委員会条例において規定する、常任委員会、議会運営委員会及び 特別委員会において、議会閉会中も委員会を開催するなど、積極的な活動を行い、 その活性化に努めます。

(調査活動等)

第13条 議会は、市長等の事務が、適正に執行されているかについて、必要に応じ、 検査、調査等を行うことができるものとする。

地方自治法第98条に定める「検査、監査請求権」と、同法第100条及び第100条の2に定める「調査権」を行使することにより、適正な市政運営が行われるよう監視します。

第5章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第14条 議会及び議員は、市民への情報提供等の広報広聴活動の充実により、市民 に対する説明責任を果たし、その信託にこたえるものとする。

第4条(2)及び第7条(2)に定める、議会及び議員の広報広聴活動の充実により、 市民の信託にこたえていきます。

(情報の公開)

第15条 議会における会議は、原則として公開とする。

2 議会は、岡崎市情報公開条例(平成11年岡崎市条例第31号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開する。

- (1) 委員会や各派代表者会議、全員協議会などの会議のうち、会派間の意見調整などを行う各派代表者会議及び議員個人の政治倫理について審査する岡崎市議会議員政治倫理委員会以外の会議は、すべて原則公開とします。
- (2) 議会活動に関する資料についても、原則公開とします。そして、公文書開示請求に適正に対応するとともに、積極的な提供に努めます。

第6章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第16条 議会は、市長等と緊張感のある対等な関係を構築し、その事務の執行の監視及び評価に努めるものとする。

第2条でも述べているように、「議会」と「市長」は対等であり、「議会」が 監視、抑制して緊張関係を保つことにより、より良い市政運営を行っていきます。

(資料の提出)

第17条 議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

議案審議や委員会活動において、資料が必要となった場合は、市長等に提出 を求めます。

その際、要求する項目の具体例としては、下記の項目などがあります。

- 1 政策等の背景
- 2 他の自治体の類似する政策との比較
- 3 総合計画等における根拠、位置付け
- 4 実施にかかる費用及び財源
- 5 政策等の効果

(政策立案等)

第18条 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努める ものとする。

第1条で定めているこの条例の目的である市政進展と市民の福祉向上のため、議会の意思としての政策立案などを積極的に行っていきます。

第7章 議会の体制整備

(議員研修)

第19条 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の

研修を実施するものとする。

本市議会主催の研修会を年1回実施するとともに、各種研修へ積極的に参加 していきます。

(議会事務局の充実)

第20条 議会は、議員の政策形成能力向上のため、調査活動、政策立案活動その他 議会事務局の充実強化を図るものとする。

議会事務局は議会に関する事務を行っています。今後は特に、第18条に定める政策立案、提言等を支援するため、専門的知識、経験を有する者を育成・採用するなど、体制の充実強化を図っていきます。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化を図るものとする。

地方自治法第 100 条第 19 項及び岡崎市議会図書室規程に基づき適正な管理・ 運営を行うとともに、今後は特に、調査研究資料の収集、整理を図ることにより、 その充実に努めていきます。

第8章 補則

(検証)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、常に検証し、必要 に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

第3条においてこの条例が議会における最高規範であることを定義しています。すべての議員が、常にその趣旨をかんがみるとともに、より良い議会を目指し、この条例の目的が達成されているかどうか、少なくとも年1回以上、議会運営委員会において検証し、この条例を始め議会に関するすべての取り決めの見直しを行っていきます。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

その他必要事項については、その内容に応じ、条例、規則、要綱、規程、申 し合わせなどで定めます。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成25年2月28日条例第1号抄) (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。 附 則(平成28年9月26日条例第49号抄)
- 1 この条例は、平成28年10月26日から施行する。